

口蹄疫対策に関する要請

10年ぶりに発生した口蹄疫については、先般、時限法の口蹄疫対策特別措置法が施行されたものの、未だ終息の兆しが見えておらず、宮崎県の畜産農家や町村をはじめとする関係者の必死の努力にもかかわらず、地域経済に及んだ未曾有の影響は、さらに長期化、深刻化することが憂慮されている。

また、感染経路の解明が全く進んでいないため、全国の畜産農家、関連事業者や町村においては、耐え難い不安と緊張感の中、地元の畜産業を守るため、自主的な防疫対策に懸命に取り組んでいる。

よって、国は、多くの町村の現場が切実な状況に置かれていることを真摯に受け止めるとともに、口蹄疫は国家的な危機管理の観点から取り組む政策課題であることを認識の上、下記の事項を早急に実現するよう強く要請する。

記

- 1 口蹄疫による被害を直接又は間接に受けた畜産農家や関連事業者の早期の経営再開等を支援する措置や、農業者等のメンタル面のケアを、スピード感を持って実施すること。
- 2 全国の多くの町村が自主的に実施している畜産関係者への経営支援や防疫対策に要した経費について、その全額を国が負担すること。
- 3 口蹄疫は地域経済の存立を脅かすことから、恒久法の家畜伝染病予防法を早急に改正し、処理・消毒・損失補てんに要する経費の全額を国が負担する旨を規定すること。
- 4 感染経路について、近隣諸国にも対象範囲を広げて徹底的に解明するとともに、輸入稲わら・乾草等に付着した侵入を除去するため、国産 100 %に向けた対策を確立すること。
- 5 今回の多頭数感染に伴う埋却地の確保難等で不備が明らかになった国のマニュアル（口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 16 年））を早急に見直し、畜産農家や町村への説明会を早期に実施すること。

平成 22 年 6 月 18 日

全国町村会長 藤原 忠彦